

令和2年4月13日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
京都府木津川市木津八色76番地1
株式会社大輝興業
（代表取締役 小坂 好男）

2 処分日
令和2年3月31日

3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由
株式会社大輝興業は、令和2年3月18日、京都地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。
このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するに至った。